明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務四二二）　一
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同四二三）　四
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁七七）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一九七八）　三七
〔公告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　三六
会社その他
会社決算公告　三三